

KENPO
DAYORI

健保だより

西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.990

2014.4.25



西武健康保険組合

4月から、病院や診療所の「初診料」「再診料」が引き上げられました。

4月から診療報酬（病院や診療所などに支払われる医療費）が改定され、初診料・再診料が引き上げられました。これは、4月からの消費増税に伴う医療機関のコスト増を、診療報酬に上乗せしているからです。治療の基本料金にあたる部分がアップするため、数多くの患者と健康保険組合が影響を受けるといわれています。

初診料	医科	2,700円	→	2,820円	(+120円)
	歯科	2,180円	→	2,340円	(+160円)
再診料	医科	690円	→	720円	(+30円)
	歯科	420円	→	450円	(+30円)
調剤 基本料		400円	→	410円	(+10円)

※窓口負担金額は年齢や所得に応じて上記の1～3割です。



患者さんの窓口負担は、3割負担の人で初診料分が40円、再診料分は10円増える計算になるね。

初診料とは？

患者さんの初回の受診に対して病院や診療所が請求する診療報酬。基本的な診療行為などの費用を評価したもので、医療機関の規模にかかわらず、2,820円と定められています。

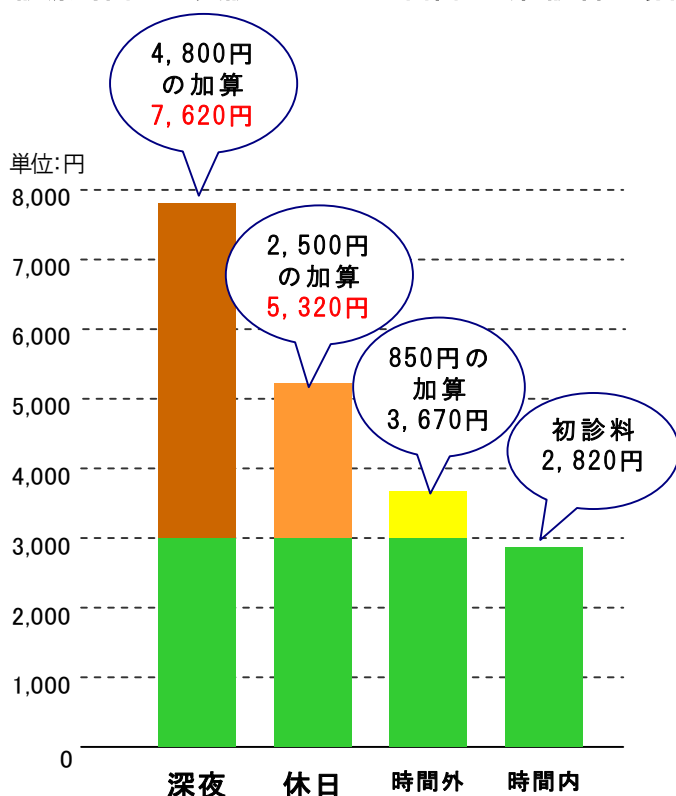
再診料とは？

同じ病気やケガなどで2回目以降に受診した際に請求する診療報酬。ベッド床数が200床未満の病院や診療所では“再診料（720円）”と呼びますが、200床以上の病院では“外来診療科（730円）”と呼び、区別しています。

時間外、休日、深夜の受診は要注意！

夜間や休日、深夜など、医療機関が診療していない時間に受診すると、このたび引き上げられた初診料や再診料にさらに高い加算がついて、費用が大幅に増えてしまいます。しかも、デメリットはそれだけではありません。受けられる検査や処置、治療が限られてしまったり、検査などにも加算がつきます。また、当直の医師が専門外の場合は、適切な診断や治療を受けられない可能性もありますので、やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診しましょう。

～診療時間外の受診はこんなに割高～（初診料の場合）



※窓口負担金額は年齢や所得に応じて上記の1～3割です。

時間外加算：

- おおむね午前8時前と午後6時以降
- 土曜日は午前8時前と正午以降
- その医療機関の休診日（休日を除く）

休日加算：

その医療機関の休診日である日曜日、祝日、年末年始

深夜加算：

午後10時～午前6時



深夜に受診すると、通常の時間内診察の2倍以上にもなるんだね・・・

診療所や薬局の加算の時間帯に要注意！

診療所（ベッド床数が19床以下の医療機関）では、診療時間内でも午後6時以降に加算（「夜間・早朝等加算500円」）がつくことがあります。（※ただし、その旨を届け出た診療所に限ります。）それは、医療機関が通常の診療体制を解いた後に、急病患者のために、もう一度診療体制を整えて治療にあたる必要があるからです。ですから、その医療機関が休日や深夜を通常の診療時間としている場合は、休日や深夜の受診でも診療時間内になるので、加算はつきません。

同様に、薬局では午後7時以降に加算（「夜間・休日等加算400円」）がつくこともあります。これは、診療所と薬局に夜間や休日の急病患者を受け入れてもらうための加算です。しかし、急病でなくても加算がつくので、急病時を除き、加算のつかない時間帯の受診を心掛けましょう。



「年間医療費のお知らせ」の配付について



皆さま一人ひとりに医療費に関心を持っていただくために、今年も「年間医療費のお知らせ」を配付いたします。

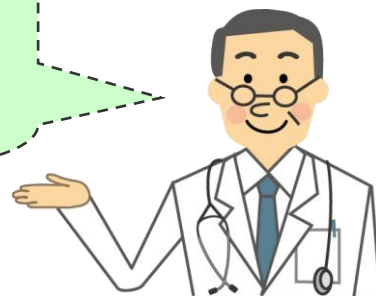
「年間医療費のお知らせ」は、2013年1月から2013年12月の家族全員の受診歴と、どれだけ医療費を使ったかが確認できるもので、医療機関から西武健保に請求があった診療報酬明細書（レセプト）に基づいて作成しています。

皆さまが病気やケガで保険医療機関などの窓口で3,000円を支払った場合、一般的には10,000円の医療費がかかっています。残りの7,000円は、皆さまから納めていただいた保険料を財源とする健康保険から支払われています。この貴重な保険料を有効に使うためにも、適正受診や健康管理を心掛けていただきたいと思います。もし身に覚えのない請求がありましたら、西武健保までお知らせください。

なお、1年間医療機関を受診されなかった方については、お知らせする医療費がありませんので配付いたしません。また、国や地方自治体から公費負担医療受給者証の交付を受けている方の本人負担額は、実際の負担額と異なる場合がありますのでご注意ください。



ぜひご家族みんなで「年間医療費のお知らせ」をご覧になり、医療費への理解を深めていただく機会につなげていただきたいと思います。
次号の健保だよりでは、今すぐに始められる医療費節約術について詳しくご紹介します。



皆さまのそばにいつもいます
西武健康保険組合